

知名町危険空家等解体撤去事業について

町民の安心・安全の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図るため、危険空家の解体費の一部を補助します。

1 対象となる空家

町内に存する危険空家等で、次の①～⑨のすべてを満たすもの

- ① 居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物で、倒壊するおそれがあるなど保安上著しく危険な状態にあるもの
- ② 抵当権その他の担保物権又は賃借権等が設定されていないもの
- ③ 火災その他の災害を起因として空家等となっていないもの
- ④ 不良住宅（住宅地区改良法第2条第4項に規定する住宅）であって、不良度判定基準の評点の合計が100点以上のもの（事前調査申込後、町職員にて調査します）
- ⑤ 補助金の交付決定前に解体撤去工事に着手していないこと
- ⑥ 補助金の交付を申請する年度中に解体撤去工事の完了が見込まれること
- ⑦ この補助金のほかに、解体撤去工事に関して他の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと
- ⑧ 公共事業による移転等に伴う補償の対象となっていないこと
- ⑨ 建築物の一部を解体撤去する工事でないこと

2 補助対象者

補助対象建築物の所有者*又はその所有者から当該危険空家等の解体撤去について委任を受けた者で、補助金の交付申請の日において、本町の町税等を滞納していない者。ただし、以下に該当する者は対象外となります。

- 当該危険空家等が共有物（共有名義又は相続人が複数存在するもの）であり、解体撤去工事を行うことについて共有者全員の同意を得ていない者
- 危険空家等の所有者と土地の所有者とが異なる場合で、解体撤去工事を行うことについて当該土地の所有者の同意を得ていない者
- 不動産の販売又は貸付け（駐車場等の貸付を含む。）を業とする者で、当該業を営むために必要とする解体撤去工事を行う者
- 知名町暴力団排除条例（平成24年知名町条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員である者

*所有者とは、登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者として記載されている者で、その相続人を含みます。

3 補助の対象となる工事

補助対象者が解体撤去業者*に依頼する解体撤去工事であって、補助対象工事に要する経費が税込30万円以上のものとなります。なお、補助対象工事に要する経費とは、総工事費から建物の解体撤去に要しない経費（家財道具、機械、車両等の移転又は処分費用）を除いた額です。

*解体撤去業者とは町内に本店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は個人事業主であって、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の右欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けたもの又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の登録を受けた者をいいます。

4 補助金の額

解体撤去補助対象工事^{*}の経費に10分の8を乗じて得た額の2分の1以内の額（50万円を上限）となります。なお、補助金額1,000円未満は切捨てとなります。

※補助対象工事に要する経費については、別途、上限額が定められています。

5 土地所有者の責務

危険空家等の解体撤去後は、当該土地を適切に管理しなければなりません。

※住宅や店舗などの建設に活用するほか、売却や適切な管理を行うなど跡地の利用方法を補助金交付申請書に記載する必要があります。

6 注意していただきたいこと

- 予算の上限に達した時点で申請受付を締め切りとなります。
- 空家を解体することにより敷地の固定資産税が増額となる場合があります。

7 事前調査について

補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次の書類を提出して、事前の調査を受ける必要があります。

- 知名町危険空家等解体撤去事業事前調査申込書（第1号様式）
- 当該空家の所有者を確認できる書類（固定資産税・都市計画税納税通知書（写し）、建築物登記事項証明書、固定資産評価証明書等）
- 建築物の写真、位置図、平面図等

8 補助金交付申請について

補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次の書類を解体撤去工事に着手する前に提出する必要があります。

- 知名町危険空家等解体撤去事業補助金交付申請書（第2号様式）
- 知名町危険空家等解体撤去事業実施計画書（第3号様式）
- 補助対象建築物の位置図、配置図及び平面図（延べ面積を確認できるもの）
- 工事見積書（補助対象工事の経費を確認することができるもの）
- 解体撤去工事着手前の現況写真
- 登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書【未登記の場合】
- 相続人であることを確認できる書類【相続人が申請する場合】
- 委任状【補助対象者が危険空家等の所有者でない場合】
- 町税等納付状況調査同意書（第4号様式）又は町税等を滞納していないことを示す証明書
- 誓約書（第5号様式）
- 確約書（第6号様式）【共有物である場合】
- 同意書（第7号様式）【老朽危険空き家等の所有者と土地の所有者が異なる場合】
- その他必要と認められる書類

問い合わせ先

知名町役場 建設課

〒891-9295 大島郡知名町知名307

TEL 0997-84-3161 FAX 0997-93-4038